別記様式第14（第16条関係）

経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第16条第９項に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　　殿

沖縄県知事
○○　○○

年　月　日付けの経済金融活性化措置実施計画及び特定経済金融活性化事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令第16条第６項の規定による申請については下記の理由により確認しませんので、同条第９項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式－17

別記様式第14（第11条関係）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第９項に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　　殿

沖縄県知事
○○　○○　㊞

年　月　日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第６項の規定による申請については下記の理由により確認しませんので、同条第９項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式－17

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第七条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第五十七条の二第一項の指定の効力を有する株式会社（改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第一条の規定による改正前の法第五十六条第一項の認定の効力を有する法人に限る。）に対するこの命令による改正後の経済金融活性化特別地区の区域内における経済金融活性化措置実施計画及び事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令（以下「新命令」という。）第十五条第一項の規定の適用については、改正法の施行の日から起算して六月を経過した日（その日までに、改正法第一条の規定による改正後の法第五十五条の二第四項の規定による経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日）において新命令第十五条第一項に規定する申請書及び同項各号に掲げる書類の提出があったものとみなす。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の全部又は一部の提出が必要と認めるときは、この限りでない。